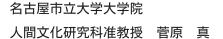
新しい在留管理制度について





1990年6月の改正入管法施行以降増加を続けてきた外国人登録者数は、2008年秋の世界的な金融危機や、2011年3月の東日本大震災の影響もあり、足下では減少傾向にありますが、依然として中部圏には多くの日系ブラジル人をはじめとする外国人住民が居住しています。

当財団は、定住化が進展する外国人住民に関わる諸問題について、その受入れ環境の整備が重要と考え、 多文化共生のあり方に関するさまざまな調査研究を進めてまいりました。

今回は、昨年10月15日に開催した第5回「中部圏多文化共生先進圏づくり研究会」において、名古屋市立大学准教授の菅原真氏より報告された「新しい在留管理制度について」を掲載いたします。

1. はじめに

本報告の目的は、第171回通常国会で可決・成 立(2009年7月8日)し、同月15日に公布された 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和 条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国 管理に関する特例法の一部を改正する等の法律し (平成21年法律79号。以下、「2009年改正入管法」 とする。)によって導入された「新しい在留管理 制度 | について、その概要を紹介することにある。 2009年改正入管法は、「留学」と「就学」の一本 化、「技能実習」という新たな在留資格の創設、 在留期間の上限の延長、「みなし再入国許可」制 度の導入など、外国人の入国や滞在に関するさま ざまな制度変更をもたらすものであるが、本報告 で扱うのは、その中でも、従来の外国人の在留制 度を抜本的に改革する「新しい在留管理制度」で ある。2009年改正入管法の「施行期日を定める政 令」は2011年12月26日に公布され、「在留カード」 の事前交付申請に係る規定は2012年1月13日から 施行された。そして「新しい在留管理制度」に係 る規定が同年7月9日から施行されることにより、 2009年改正入管法は、成立から3年を経て全面施 行されることになった。

2. 新しい在留管理制度の概要

(1)新しい在留管理制度の目的

従来の外国人の在留制度は、入管法に基づく入国・在留関係の許可の手続と外国人登録法(昭和27年法律125号。以下、「外登法」とする。)に基づく外国人登録制度によって二元的に行われてきた。しかし、2009年改正入管法によって、法務大臣が外国人の在留管理を一元的、正確かつ継続的に把握することを可能とするものに変更された。この点が2009年改正入管法の一番の特徴であると



いうことができる。この新しい在留管理制度が導入されることにより、2012年7月9日をもって外登法が廃止され、外国人登録制度そのものがなくなるとともに、外国人住民は住民基本台帳法(昭和42年法律81号。以下、「住基法」とする。)の適用対象になった。2013年7月8日以降は、「住民基本台帳ネットワークシステム」の運用も開始されることになっている。

なぜ新しい在留管理制度は、外国人の入国・滞在の一元的管理の徹底を図る必要があったのであろうか。この点について、2010年3月発表の『第4次出入国管理基本計画』は、「現行の制度では、法務大臣や市区町村による在留状況、とりわけ居住実態の把握が十分に行えず、適正な在留管理上の観点からも、外国人との共生社会の実現のために重要な各種サービスの円滑な提供の観点からも、さまざまな問題が生じることになった」と指摘している。そこで記された「さまざまな問題」とは何であったのか。

この点について、法務大臣の私的懇談会である「第5次出入国管理政策懇談会」が2010年1月に提出した『報告書-今後の出入国管理行政の在り方-』は、「現行制度の問題点として、①在留期間の途中において情報に変更があっても外国人が法務大臣に直接届け出る義務がないこと、②外国人登録制度においては、これを通じて把握した情報について法務大臣に調査を行う権限がないこと、③外国人登録法上の申請義務違反が入管法上の処分と結び付いていないことから、在留外国人の側から見て正確な届出をしなければならないことについての動機付けが弱いこと、④外国人登録制度においては、不法滞在者にも外国人登録証明書を交付しているため、不法滞在者の在留継続を容易にしていることなど」を挙げている²。

新しい在留管理制度は、直接的には上述の「さまざまな問題」を解消するために、従来、法務省入国管理局(国)が担っていた外国人の情報管理と地方公共団体(市区町村)が担っていた情報管理を一元化すること、いわば点と点で押さえていたものを国が線ないし面で押さえるようにすることに最大の意義があったということができる。

しかし、この新しい制度が誕生した背景には、2000年代以降の国際情勢の変化、とりわけ新たな犯罪対策に対応するために政府当局が打ち出してきたさまざまな提言と、外国人住民への行政サービス推進のために外国人集住都市会議を中心とする地方公共団体による政府への要望という、ベクトルの異なる二つの要請があったことを指摘しておかなければならない。

まず、政府当局の狙いとしては、テロ防止対策 を中心とする外国人犯罪対策の強化がある。2001 年「9・11|同時多発テロ事件の発生と、2002年 に刑法犯認知件数が約285万件と7年連続で戦後 最多を記録したことは、政府に新たな在留管理体 制の構築を実現させる大きな要因となった。例え ば、犯罪対策閣僚会議が2003年9月26日に提出し た「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」で は、「特に、街頭犯罪や侵入犯罪の急増、凶悪な 少年犯罪の多発、来日外国人犯罪の凶悪化・組織 化と全国への拡散等が、治安水準の悪化を後押し している。また、薬物・銃器犯罪のほか来日外国 人犯罪の背後に暴力団等の内外の犯罪組織が暗躍 するなど、組織犯罪の脅威も増大している」、と 指摘した上で、外国人犯罪への対策として、特に 「不法入国・不法滞在対策等の推進」が掲げられ ていた。政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策 推進本部が2004年12月10日に決定した「テロの未 然防止に関する行動計画」では、「今後速やかに

[「]出入国管理基本計画」は、出入国の公正な管理を図るため、入管法61条の10に基づき、法務大臣が外国人の入国・在留管理に関する施策の基本となるべく定めるものである。

² 第 5 次出入国管理政策懇談会『報告書 今後の出入国管理行政の在り方』(2010年 1 月) 36頁注 1。

³ 犯罪対策閣僚会議『犯罪に強い社会の実現のための行動計画-「世界一安全な国、日本」の復活を目指して-』(2003年12月) には、「出入国管理に係る体制・施設・装備等の充実強化」、「不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化」、「外国人登録制度の運用の厳格化」、「在留資格取消し制度の新設」、「不法滞在外国人を減少させるための法整備」など、2009年改正入管法の新しい在留管理制度に直結する提案が明記されている。

講ずべきテロの未然防止対策」の第1項目に「入 国審査時及び査証申請時における指紋採取等によ る入国審査の強化」、第2項目に「テロリストに 対する入国規制」を掲げ、いずれも入管法改正の 必要性を提起した。さらに2005年6月には犯罪対 策閣僚会議の下に「外国人の在留管理に関するワー キングチーム」が置かれ、ここで初めて「在留管 理」という2009年改正入管法で用いられることに なる用語が使用され、同ワーキングチームは、法 務省を含む関係省庁が外国人の在留情報の把握や 在留管理の在り方を論じた「在留外国人の入国後 におけるチェック体制の強化」を活動方針にして、 自らの活動を展開していった。さらに、内閣府内 に設置された「規制改革・民間開放推進会議」 (現在の「規制改革会議」の前身)においても、 外国人の在留管理制度について議論が行われ、 2006年12月の同会議の第3次答申では、在留外国 人の入国後のチェック体制の強化などにつき、遅 くとも2009年通常国会までに関係法案を提出する ことを求めていた。なお、すでに2009年改正入管 法以前の法改正を通じて、さまざまな「在留管理」 の諸施策が少しずつ制度化されてきている。

他方で、新しい在留管理制度が導入された背景として、地方公共団体、とりわけ外国人集住都市会議の果たした役割も重要性を有している。2006年3月、総務省が発表した『多文化共生の推進に関する研究会報告書ー地域における多文化共生の推進に向けてー』において、地方公共団体による国に対する要望事項の一つとして「外国人住民の所在情報を迅速・的確に把握するシステムの構築」が掲げられ、「現在、各地方自治体においては、現行制度を前提として外国人住民に対する取組が進められているが、既に各地方自治体は現行の諸制度にともなう様々な問題に直面している。特に、外国人住民の所在情報の的確かつ迅速な把握は、

地方自治体による行政サービス提供の前提となる ものであることから、早急な制度の改善が望まれ る。現在の外国人登録制度には実態との乖離があ り、正確な外国人住民の所在情報の把握ができて いないという指摘が外国人集住都市会議など地方 自治体からなされている。今後、国においては、 このような地方自治体の意見も踏まえた上で、外 国人登録制度の見直しなど所要の制度改正の検討 を進める必要があると考えられる。その際には、 地方自治体が外国人住民の所在情報を的確に把握 することにより、外国人住民に適切に行政サービ スが提供され、外国人住民の利便性が増すという 視点を忘れてはならない」と指摘されていた。

(2) 2009年改正入管法による「新しい在留管理制度」の要点

そこで次に、2009年改正入管法による「新しい在留管理制度」の内容について紹介する。第5次出入国管理政策懇談会『報告書-今後の出入国管理行政の在り方』によれば、「新たな在留管理制度は、法務大臣が外国人の在留状況をより正確に把握するための制度」であると明言した上で、この制度の特徴として次の4点を挙げている。。

第一に、2009年改正入管法によって新しく創設された「中長期滞在者」(入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人)に対し、「上陸許可や在留期間更新許可等の在留に係る許可に伴って氏名等の基本的身分特定事項、在留資格等を記載した在留カードを交付すること」である。そこでは、同懇談会の提言を踏まえ、①偽変造対策を講じてその信用性を保護するという観点から在留カードにICチップを登載すること、②事業主が外国人を雇用するに際し、在留カードを見れば就労可能な外国人かどうか判断できるようにして不法就労の防止を図ること、③在留カード

⁴ 例えば、1999年法改正による「不法在留罪」の新設(同法70条の2。2000年2月施行)、2004年法改正による全体収容主義の原則を崩した「出国命令」制度の新設(同法24条の3、55条の2~55条の6。同年12月施行)、2005年法改正による運送業者による「旅券等の確認義務」規定の新設(56条の2。同年12月施行)、2006年法改正による入国の際の「電磁的方式による個人識別情報(指紋、写真その他)提供の義務化」(6条3項。2007年11月施行)などである。

⁵ 第5次出入国管理政策懇談会・前掲注(2)37頁注3。

の記載事項について、外国人の負担等にかんがみて、必要最小限にとどめること、④在留管理制度の実効性を担保するため、在留カードの不正利用 行為等に対する罰則を整備すること、という諸点 が盛り込まれた。

第二に、「中長期在留者が在留期間の途中に、 一定の在留カードの記載事項その他の重要事項に 変更があった場合には、法務大臣に届け出る義務 を負わせていること」である。このうち、住居地 の届出に関しては、在留管理の観点と市区町村が 自らの区域内に住む住民を把握するという観点か ら住居地の届出が確実に履行される方策を検討す べきとした同懇談会の指摘を踏まえ、住居地の虚 偽届出や届出義務違反を在留資格の取消事由とし、 情報の正確性を確保するために法務大臣に調査権 を与えるなどの方策が採られている。また、住居 地以外の届出に関しては個人情報保護の要請も踏 まえて検討することが適当であるとした同懇談会 の指摘を踏まえ、「氏名、生年月日、性別、国籍・ 地域の基本的身分特定事項以外の項目について、 例えば、所属機関の変更については、所属機関の 存在が在留資格の基礎となっている外国人のみを 対象とする」など、在留資格ごとの特性を踏まえ て在留管理上の必要性を吟味した結果、届出事項 が外国人登録制度と比べて大幅に少なくなった。

第三に、「中長期在留者の留学先、研修先等の 所属機関から法務大臣に対して、所属する外国人 に関する情報の提供がなされること」である。これは、外国人本人が、届け出た情報と照合するな どして外国人の在留情報を正確に把握するための ものである。また「法務大臣による情報の利用の 在り方として、外国人本人からの届出情報と所属 機関から提供された情報とを照合・分析し、さら に必要に応じて法務大臣の調査権限を行使するな どして、不法滞在者や偽装滞在者を発見し、退去 強制手続や在留資格の取消手続に利用していることが期待される。特に、今般、配偶者としての身 分を有する者としての活動を継続して行わないことや、偽りその他の不正の手段により在留特別許 可を受けたことを在留資格の取消事由に追加して おり、これらを適切に用いていくことにより偽装 滞在者対策に資することが期待される」としてい た。

第四に、「新たな在留管理制度により外国人の 在留状況を正確に把握できるようになったことか ら、在留期間の上限を3年から5年に伸長し、再 入国許可制度の見直しを行うなど、適法に在留す る外国人の利便性を向上させる措置を講じている こと」である。これにより、「適法に在留する外 国人の利便性は著しく向上し、外国人の円滑・適 正な受入れの促進にもつながることが期待される」 とされた。

以上のような内容を有する新しい在留管理制度 に対しては、批判も展開されている。日本弁護士 連合会「新たな在留管理制度の構築及び外国人台 帳制度の整備に対する意見書」(2009年9月)は、 「なぜに不法滞在者対策や外国人犯罪対策のため に平穏に日本に在留する全ての中長期滞在の外国 人(旧植民地出身者の特別永住者を除く。)の在 留管理を強化しなければならないのか、立法の必 要性を基礎付ける個別具体的な立法事実の有無が 厳格に検討されなければならない」し、「目的を 達成する手段としても、すべての中長期滞在の外 国人を在留管理の強化の対象としていることなど について、必要最小限のものといえるかについて も厳格に検討されなければならない」と指摘し、 新制度の導入そのものに対して批判を投げかけた。 たしかに新しい在留管理制度は、永住者を含む日 本に在留するすべての「中長期滞在者」の在留管 理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握しよう とするものであるから、日弁連が指摘するように、 「プライバシー権ないし自己情報コントロール権 の保障、外国人の差別的取扱いの禁止等の観点か らの重大な問題点」を含んでいる。こうした指摘 を踏まえ、2009年の入管法改正の際、衆議院法務 委員会(同年6月19日)および参議院法務委員会 (同年7月7日)は「附帯決議」を採択し、「永住 者のうち特に我が国への定着性の高い者について の在留管理の在り方の検討に当たっては、その歴 史的背景をも踏まえ、在留カードの常時携帯義務 及びその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留 カードの更新等の手続、再入国許可制度等を含め、 在留管理全般について広範な検討を行うこと」な ど、政府が同法を施行するにあたっての格段の配 慮義務を宣言した。

(3) 住民基本台帳への登録

2012年7月9日、2009年改正入管法の施行と同 時に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」 (平成21年法律77号。以下、「2009年改正住基法」 とする。) も施行された。2009年改正住基法の目 的は、これまで在留外国人の情報把握は外登法に 基づいて市区町村がおこなっていたところ、新た な在留管理制度においては、日本に在留する外国 人の在留管理に必要な情報を法務大臣が一元的に 把握する制度となることから、同法を廃止し、こ れに対応して、すべての市区町村が在留外国人の 正確な情報を把握して住民行政の基礎とするため、 中長期在留者、特別永住者などわが国に合法的に 滞在する外国人の台帳制度を整備しようとするこ とにあった。したがって、2009年改正住基法は、 外登法の下での「外国人登録証明書 | に代えて、 「中長期滞在者」には常時携帯義務を有する「在 留カード」を、特別永住者には提示義務を有する 「特別永住者証明書 | を発行することに加え、市 区町村は、これまでの「外国人登録原票」に代え て、住民基本台帳に「外国人に係る住民票」を備 え、外国人住民を住民基本台帳に登録することを 主な内容としている。これによって、適法な外国 人住民には住民票が交付されることになり、国際 結婚であっても家族全員の住民票が交付されるこ とになった。これまでの混合世帯から、国籍が異 なる家族であっても単一世帯として法的に扱われ ることになったのである。

しかし、①外国人住民票の記載事項につき、 「国籍の属する国における住所または居所」、「出 生地」、「世帯を構成しない本邦にある父母及び配

偶者の氏名・出生年月日・国籍」といった身分事 項を「従前より各種サービスなどへの利活用の必 要性は低い」として捨象したため、自らの「ルー ッやアイデンティティ」が失われてしまうことへ の懸念6や、②引越しの際に、今後は日本人同様、 「転入届」・「転出届」の手続が必要となり、こ れを怠った場合には、住基法による行政罰(過料 5万円)のほか、外国人にのみ入管特例法によっ て刑事罰20万円が科されることは不合理な差別に あたるのではないかでなど、諸々の批判も当事者 から提出されている。日弁連は、「戦後日本の外 国人法制においては、これまで、入管法と外登法 という外国人を管理することを主たる目的とする 法律しか存在してこなかったものであり、このこ とに鑑みれば、外国人住民が地域社会の構成員と して共に生きていくことができるようにするため の条件整備として、市区町村に外国人台帳を整備 する法律を制定すること自体は一定の前進である| と評価するとともに、「外国人台帳制度の整備は、 あくまで外国人住民に対する行政サービスの基礎 となることを目的とするものであって、新たな在 留管理制度との関係にとらわれるべきではなく、 市区町村による住民行政の実現の観点から、すべ ての外国人住民の基本的人権を等しく保障するも のとなるようあらためて構想されるべきである| と述べ、是正すべき問題点を指摘している。。

3. 新しい在留管理制度の導入による 在留資格の取消と非正規滞在者の処 遇

(1)新しい在留管理制度による在留資格の取消 わが国に在留する外国人は、上陸時に決定され た在留資格・在留期間の範囲内で自由に活動する ことが可能であり、仮にその期間中に一定の身分 を喪失したとしても、在留期間内はそのままの在 留資格でわが国に在留できるというのが原則であ

[『]西山慶一「外国人住民を編入した住民票制度-その問題点と今後の課題」『法律時報』84巻12号(2012)45頁。

^{7「}新しい在留管理制度-Q&Aと解説」『人権と生活』35号(2012)76頁。

⁸ 日弁連「新たな在留管理制度の構築及び外国人台帳制度の整備に対する意見書」(2009年 2 月19日)18頁。

る。しかし、偽りその他不正の手段によって在留 資格を取得した場合には、一定の手続の下で在留 資格を取り消すのが相当であるとして、2004年改 正入管法は在留資格取消制度を新設していた。 2009年改正入管法では、その取消事由を追加した。 前者は、退去強制事由に連動する取消(入管法22 条の4第1号~5号)であったが、後者では、退 去強制事由に必ずしも連動しない取消(同法22条 の4第6号~10号)を規定した。例えば、同法別 表第1の在留資格をもつ者が、その在留資格の活 動を継続して3ヶ月以上行わないで在留している 場合、具体的には、留学生が大学から処分を受け、 学籍のない状態が3ヶ月継続したような場合、取 消の対象となる(同条6号)。また、「日本人の配 偶者等」または「永住者の配偶者等」の在留資格 をもつ者が、その身分を有する者としての活動を 継続して6ヶ月以上行わないで在留している場合 (同条7号)、上陸許可等によって新たに中長期滞 在者になった者が住居地の届出をしなかった場合 (同条8号)、中長期滞在者が、法務大臣に届出を した住居地から退去した場合に新住居地の届出を しなかった場合(同条9号)、中長期滞在者が、 法務大臣に虚偽の住居地を届け出た場合(同条10 号)に、在留資格取消となることを定めた。在留 資格の取消は、対象となる外国人に著しい不利益 を課すことになることから、当該外国人の手続的 権利の保障はもちろんのこと、それぞれの個別事 情を踏まえ、可能な限り抑制的な運用が行われる べきであると考えられる。

(2) 非正規滞在者の「人権」と行政サービス

合法的に在留していた外国人において、滞在根拠が消滅した場合なども問題になる。配偶者の死亡や離婚による場合や留学許可が終了した場合など、資格取消後も日本に滞在する外国人は、超過滞在(オーバー・スティ)の状態にある「不法滞在者」であり、公法的地位を持たないため、違法な存在として退去強制の対象になる。今回の「新しい在留管理制度」の導入による最大の問題点は、基本的人権尊重の原則を憲法に謳うわが国にとっ

て、行政担当者がこうした非正規滞在者への処遇 をいかにするかという点にあるように思われる。

総務省・法務省が発表した『適法な在留外国人の台帳制度についての基本構想』(2008年3月) および『外国人台帳制度に関する懇談会報告書』(同年12月)によれば、外国人台帳制度の対象となる外国人の範囲は、適法に在留する外国人のみで、不法滞在者は市区町村が一般的に行政サービスを行う対象とは位置づけられないとされ、また各種行政サービスへの活用など情報の正確性を確保するための措置を講じるとしている。

しかし、非正規滞在者であっても「人権」を有 する。とりわけ難民の可能性があるとして一時的 な上陸・許可を許された一時庇護上陸許可者(入 管法22条の3)や仮滞在許可者(同法61条の2の 4) は、難民条約などの国際人権法によって在留 や法的地位の安定が求められている。さらに、在 留資格がない子どもについては、子どもの権利条 約(「児童の権利に関する条約」(1994年条約第2 号)) によって特別な保護と権利が認められてい る。従来の外登法では、子どもが日本で生まれた 場合、生後60日以内に登録申請をする義務があり、 外国人登録原票に登録されていたが、外国人台帳 から除外された場合、子どもの出生届が提出され たとしても、在留資格がないまま60日を過ぎれば 同台帳から消除されることになる。これは子ども の権利条約7条の「子どもの登録の権利」に違反 すると考えられる。また、教育を受ける権利につ いても、市区町村教育委員会は、1991年1月30日 付文部省初等中等教育局長通知に基づき、就学年 齢に達した子どもに対しては外国人登録原票によっ て就学案内を送付し、教育を受ける機会を与えて いたが、これも外国人台帳から消除されれば、就 学案内を送ることは極めて困難になる。これは国 際人権A規約(「経済的、社会的及び文化的権利 に関する国際規約(A規約)」(1979年条約第6号)) 13条2項、子どもの権利条約28条1項に反すると 考えられる。さらに、医療・社会保障を受ける権 利についても、これまでの行政実務においては、 在留資格のない外国人であっても母子保健や予防 接種・結核予防・精神保健については適用対象に なるとされてきたが、外国人台帳から消除されれ ば、当該外国人の居住地などを確認できず、これ まで実施されてきた医療ができなくなる。これら は国際人権A規約2条3項、子どもの権利条約26 条1項に反するであろう。日弁連によれば、「外 国人台帳に記載されないことが、外国人に保障さ れる人権の享有を否定される根拠とはなりえない ことも明らかである。したがって、仮に、万一、 外国人台帳に掲載されない外国人がいるとしても、 その者が教育や医療などの行政サービスの給付を 求めてきたときは、国や自治体は、これらのサー ビスを給付し、教育や医療などを受ける権利を保 障すべきであり、外国人台帳への搭載がないこと を理由としてこれらサービスの給付を拒絶しては ならない」と指摘されている。

2009年改正入管法の施行にあわせて改正された 在留特別許可のガイドラインでは、子どもが学校 に通っている長期(10年以上)の非正規滞在者の 家族のケース、入国管理局に自ら出頭したケース、 日本に長期間滞在しているケースなどが積極的要 素の例とされている¹⁰。国際人権法を尊重し、子 どもの権利や家族の再結集権を保障しながら、柔 軟で弾力的な在留特別許可の運用を通して、非正 規滞在者の問題を解決することが強く望まれてい る。

【参考文献・資料】

- ①児玉晃一・関聡介・難波満編『コンメンタール 出入国管理及び難民認定法2012』(現代人文社、 2012)
- ②小畑郁ほか「特集:日本型移民政策の転換点?-2009年入管法改正をめぐって」『法律時報』84 巻2号(2012)
- ③水上洋一郎「在留カード導入をめぐる一考察ー 入管行政は交流共生社会構想に役割を果たせる か」『移民政策研究』 4号 (2012)

- ④出入国管理法令研究会『ひと目でわかる外国人の入国・在留案内〔13訂版〕』(日本加除出版、2010)
- ⑤出入国管理法令研究会『入管法Q&A〔改訂4版〕』(三協法規出版、2010)
- ⑥山田利行・中川 潤一・木川 和広・中本次昭・ 本針和幸 『新しい入管法-2009年改正の解説』 (有斐閣、2010)
- ⑦山田鐐一・黒木忠正『よくわかる入管法〔第 2 版〕』(有斐閣、2010)
- ⑧草加道常「『新たな在留管理制度』は何をもたらすか-改定入管法の特徴と問題点」『移民政策研究』 2号 (2010)
- ⑨多賀谷一照ほか「特集:出入国管理・難民認定 法の改正」『法律のひろば』62号 (2009)
- ⑩旗手明ほか「特集:在留管理制度関連法案と日本の入管政策|『人権と生活』28号(2009)
- ①井口泰「改正入管法・住基法と外国人政策の展望|『ジュリスト』1386号(2009)
- ⑩法務省入国管理局 HP「新しい在留管理制度 がスタート!
 - URL http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1 /pdf/NewResidencyManagementSystem-(JA).pdf

[『]日弁連「新たな在留管理制度の構築及び外国人台帳制度の整備に対する意見書」(2009年 2 月19日) 19−21頁参照。

¹⁰ 近藤敦「国際比較のなかの日本の移民法制」『法律時報』84巻12号(2012)21頁。